平成30年度 第3回基山町歴史まちづくり推進協議会会議録

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会 議 名 | 平成30年度 第3回基山町歴史まちづくり推進協議会 | | | | |
| 開催年月日 | 平成31年2月28日（木） | | | | |
| 開催場所 | 基山町役場　4階 大会議室 | | | | |
| 開閉会日時 | 開　会 | 9時30分 | | | |
| 閉　会 | 11時10分 | | | |
| 委員の出席者並びに欠席者  出席　９名  欠席　３名 | 氏　　名 | | 出・欠 | 氏　　名 | 出・欠 |
| 大森　洋子 | | 出 | 園木　春義 | 欠 |
| 重藤　輝行 | | 出 | 山田　和彦 | 出 |
| 河上　信行 | | 出 | 内山　正光 | 欠 |
| 中島　恒次郎 | | 出 | 福岡　啓功 | 欠 |
| 田口　英信 | | 出 | 江島　秀臣 | 出 |
| 柴尾　弘敏 | | 出 | 酒井　英良 | 出 |

※オブザーバーである国土交通省九州地方整備局は、建政部の門垣建設専門官が

代理出席。

～9時30分　開会～

（事務局）

これより第３回基山町歴史まちづくり推進協議会を開催する。本日の議題にもあるように歴史的風致維持向上計画の認定を受けることができ、委員の皆様には感謝申し上げる。今後10年間にわたって事業を行っていくが、その中で事業計画策定のための素案について本日ご審議を頂きたい。

それでは、協議会に入っていくが、本日12名の委員中、3名の方が欠席。オブザーバーとして九州地方整備局から建政部の門垣建設専門官に代理出席していただいている。

本協議会設置条例第6条第2項の規定により委員の12名の過半数を超えているので、本会議が成立していることを報告する。また、同条第1項の規定により会長に今後の会議進行をお願いしたい。

（会長）

年度末のご多忙な時期に出席頂き感謝申し上げる。今回計画認定を受けたことを嬉しく思っている。これから、事業が始まるので、今後とも皆さんのご協力をお願いしたい。

まずは、議事に入る前に本協議会の設置条例第7条の規定により、議事録署名人を指名したい。本日は山田委員にお願いしたい。（山田委員了承）

では、議事に入るので、まず（１）の基山町歴史的風致維持向上計画の認定について事務局より説明をお願いしたい。

（事務局）

今回の事前に配布した資料の５ページをご参照いただきたい。ここでも記載しているとおり、前回の11月27日の当協議会のご意見等を踏まえて、国と協議を行いながら、12月17日付で文部科学省・農林水産省・国土交通省の3省に計画認定を申請した。そして今年1月24日に町長と上京のうえ、国土交通大臣政務官より、和歌山県高野町とともに、本日写しを配布している計画認定通知書及び認定証を同日付で交付を受けた。資料にもあるように、全国では72市町目、九州では9市町目、佐賀県では佐賀市に続いて2市町目の認定自治体となっている。

　なお、今回の認定については、2月15日号の広報に掲載し、認定式の状況や認定計画のPDFデータについては、本町ホームページで閲覧することができる。また、国土交通省のホームページの関連ページにおいても本町のホームページにリンクが貼られている。

今後については、次年度において本計画をより効果的にまた計画的に、そして国への交付

金要望協議のベースとするため、本計画の整備方針・事業計画策定を行うとともに、具体的に事業を行うための仕組み作りとして、間接補助などの要綱整備等を行う。また、平成32年度から実施を計画する事業については、事業内容の検討や県や国へ交付金要望等の協議を行いたいと考えている。

このように、次年度からは、今回認定を受けた計画のより具体的な計画及び実施についての取り組みを行っていくが、この取り組みに際しても、本協議会においてご指導・ご助言を賜りたいので、委員の皆様には、引き続きよろしくお願い申し上げる。

（会長）

今の説明に対する質問、意見をお願いしたい。

特になければ、次の説明を事務局にお願いする。

（事務局）

（２）歴史的風致維持向上計画に関わる事業計画について説明する。計画書の193ページをご覧いただきたい。本計画では、このページの「２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業」ということで、25の事業を4つの分類別に記載している。まず、「ア.歴史的な建造物の保存・活用に関する事業」として8事業、「イ.歴史的な建造物を取り巻く環境の保全に関する事業」として７事業、「ウ.伝統行事や伝統文化並びに史跡の継承に関する事業」として3事業、「歴史的風致に対する認識に関する事業」として7事業を記載している。

　194ページには、重点区域との関連位置図を掲載している。前回の会議では重点区域が確定していなかったが、今回はこのような範囲で確定したので併せて報告させて頂きたい。本計画の事業の殆どが重点区域内で実施される事業であるが、これらを実施することで、重点区域外の町全体へも歴史的なまちづくりへの波及効果を期待している。

　次年度である平成31年度は、これらの歴史的風致維持向上計画に記載の事業を対象として整備方針及び事業計画を策定することで、事業計画の内容をより具体化し、実施に向けた検討協議を行いたいと考えている。

なお、個別に整備計画を検討する①の特別史跡基肄城跡保存修理事業等、次年度の事業計画の対象外になるようなものも含まれているが、本日の会議では、全事業についてのご意見等を賜りたい。

それでは、「ア.歴史的な建造物の保存・活用に関する事業」から説明をさせていただく。

①特別史跡基肄城跡保存修理事業

　昨年度に第2次基肄城跡保存整備基本計画を策定した。当初の予定では、本年度で基

本設計し、随時実施設計後に整備に着手していくという流れであったが、災害によりこ

の復旧を優先ということでスケジュールを変更している。事業手法としては、文化庁補

助事業の「歴史活き活き！施設等総合活用整備事業」を使うことが決まっていたので記

載をしている。事業概要としては、基肄城跡の遺構の保存修理を実施するものである。

基肄城跡では、水門跡以外は調査や整備等が未着手であり、遺構等の調査や整備を行う

ことで劣化した遺構の状況を改善し、良好な史跡環境を整備するというもの。事業期間

としては、平成21年度から水門の保存修理を始めているので、平成21年度から平成40

年度までの期間としている。

②基肄城跡顕彰建造物保存修理事業

　昭和8年に基山町有志と佐賀県の肥前史談の顕彰活動等により通天洞、天智天皇欽仰

之碑、展望所が整備された。これらは、基肄城跡としては、国の史跡指定に向けた貴重

な活動であり、重要な施設であるので保存修理をしていく。事業期間は平成35年度から

平成40年度としている。事業手法としては、国交省又は文化庁の補助事業を検討した

い。基肄城跡としては記念碑的な建造物の保存修理を行うことで、顕彰活動の歴史を後

世に伝えるとともに、今後の啓発活動に繋げていきたい。

③とうれぎ土塁・関屋土塁保存修理事業

　基肄城跡と関連する土塁跡ということで保存修理を行っていきたいと考えている。事

業期間としては、平成35年度から平成37年度を考えている。基肄城跡に比べて目が向

けられていないこともあり、遺構劣化が進行して景観を損ねているためにそれを改善し、

基肄城跡と一体的に保存活用するとともに良好な市街地環境の形成を行いたい。

④御神幸祭関係建造物保存修理事業

　表の事業位置図に主な建造物を記載しているが、このような建造物の保存修理を行っ

ていくものである。この事業を通して、御神幸祭催行時の街なみ景観を整えることに繋

げ、催行者の参画意識を高め、活動の継承に繋げていきたいと考えている。

（会長）

ご質問、ご意見等あればお願いする。

（委員）

④の御神幸祭に関する事業では、御神幸に関する建造物のみが対象か、接待所（荒穂

神社参籠殿）も含むのか。

（事務局）

御神幸祭と関連するものと位置づけられる建造物であれば対象となると考える。接待

所は御神幸祭の際は観客席として使われているようなので、関連施設として位置付けられればと思う。

（委員）

2階建ての接待所は筑後も含めてこの地方では珍しいものである。2階部分では囃子

をやっていた歴史があるので、そこも関連するのではないか。

（事務局）

基山町史にもあるが、鳥栖や筑後地方に残っていたものが、近年2階建ての接待所は

あまり残っていないと記載されている。そういったことからも、今回、荒穂神社の接待所といわれる建造物が参籠殿として佐賀県遺産に登録された。

（会長）

御神幸祭には関係あると思うので、ぜひ一緒に整備してもらえればと思う。

他になければ、次の⑤の事業から説明を。

（事務局）

⑤歴史的建造物調査事業

平成32年度から平成40年度までの間で予定をしている。重点区域内の歴史的風致形

成建造物の修理事業に伴い、修理事業の根拠としての痕跡調査や関係資料の調査をおこなうものである。建造物に残された痕跡調査を行うことで、旧状に復する事業効果を高め、事前調査を対象建造物に実施していくことで、所有者等へ歴史的建造物への意識付を促し、建造物継承意識への向上に繋げていきたい。

⑥歴史的風致形成建造物保存修理事業

218ページから歴史的風致形成建造物の候補として25件を掲載しているが、この中から歴史的風致形成建造物に指定し、その保存修理に関わる費用に対して所有者等へ間接補助を行うものである。修理費を補助することで後継者不足や修理費用の負担等の軽減に繋がり、歴史的建造物の荒廃、滅失を防いでいくというものである。

　　⑦国境石保存修理事業

平成38年度から平成40年度を事業期間として予定している。この事業は、重点区域外の建造物を対象としているが、この建造物は、本町の歴史の特徴である対馬藩だった頃の記念碑のようなものである。しかし、二国境石では3号線拡幅工事の際に石碑の向きを取り違えて移設され、また近年では周辺の樹木が覆い茂って暗くなっているといった状況があり、環境的にも改善が必要ではないかということで、今回この事業を記載している。国境石を本来の状況に復することで、歴史的建造物として保護し、長崎街道を意識した景観形成を促進するものである。

⑧大興善寺保存修理事業

本町の近世・近代建築物として貴重な仁王門と本堂の保存修理を行うための間接補助を行っていくというものである。つつじのまち、紅葉の季節の基山町を印象付ける施設でもあるので、これらを修理することで歴史を反映した活動の継承や来訪者への認知向上に繋げていきたい。

事業手法としては、全体的に町単独事業と記載しているが、補助事業として検討していきたいと考えている。

（会長）

⑤から⑧に事業に対してご意見等があればお願いしたい。

（委員）

⑤、⑥に関してだが、⑤の調査については悉皆調査か。

（事務局）

悉皆調査ではない。

（委員）

これまで悉皆調査をしていないのに、歴史的風致形成建造物を指定するのは順番が逆

なのではないか。

（会長）

候補になるようなものを悉皆調査した後で、どれが重要なのかを選んで調査すべきで

ある。その後に緊急を要するものから修理を行うのではないのか。

（委員）

文化財的視点での考え方では、町域全体での悉皆調査を行った後に重要なものを選び

出してきて文化財指定をしていくという流れであるが、この計画では、記載してある歴史的風致形成建造物の候補について修理をしていくということであるので、文化財的な視点での事業ではない。ここで記載しているものは、歴史的風致を維持向上していくための建造物であり、いい加減な修理をしてはいけないので、修理をするための根拠を出すための調査が⑤の指定建造物の個別調査になる。悉皆調査は、文化財視点で文化財部局である教育学習課が行うものであるが、悉皆調査をして再度歴史的風致形成建造物を挙げるということではなく、計画書に既に記載しているのであるから、これらを修理するのが前提である。

（会長）

ここに記載しているもの以外にも候補建造物があるのではないか。それを調査するた

めの事業は起こせないのか。

（委員）

事業はできるが、補助事業としての対象範囲は重点区域に限定されるので、範囲が限

られてしまう。

（委員）

候補建造物を追加する必要があるのであれば、計画を変更して増やすことも検討する。

（委員）

事務局の説明では歴史的風致形成建造物の調査以外の新たな調査を行うとあったが。

（委員）

　それは、⑤の調査で可能とは思われるが、当面の対象物件が計画に挙げられているので、所有者から修理をしたいという意向が出てきたらこの事業で調査をして修理のための設計をするという流れであるのではないかと思う。

（事務局）

説明不足だった。本計画の歴史的風致形成建造物の調査事業ということで、本計画に

記載している歴史的風致形成建造物の指定候補が対象となるものである。所有者が修理を希望されているものを対象とした調査である。

（委員）

これはあくまで候補なので、指定を受けていないものに対する調査になるのでは。

（委員）

ほかの自治体では、計画書内に候補物件で挙げて、その中から指定を行っている。この場合の指定は、修理をするための指定であって文化財としての内容が要件ではなく歴史的風致に関連する建造物であることが要件である。文化財的な指定要件と歴史的風致形成建造物の指定要件とは異なる。

（委員）

歴史的風致形成建造物候補を選定するための調査は必要ではないのか。

（委員）

文化財的な価値がどうこうというものではなく、修理を行うためにまず指定を受けて、

それから調査、修理を行う。

（委員）

候補から指定する要件はないのか。

（委員）

所有者が修理をしたいという意向を示された段階で指定手続きをする。

（委員）

それ以外で候補建造物として手を挙げることはできないのか。

（委員）

協議会に諮って追加することは、可能である。

（委員）

協議会に諮って、指定を受ける資料や基準はないのか。候補を消す根拠はないのか。

（委員）

特にないが、根拠がなくなったら消すことになる。

（委員）

この調査は、修理をするための調査であって、候補を確定するための調査ではない。

（委員）

指定を行うため（候補を確定するため）、協議会に提出する資料はないのか。恣意的

に選んだということにならないのか。候補を選んだ根拠や指定する根拠はいらないのか。

（委員）

協議会を経て選定しているので、恣意的に選んであるのではない。

（委員）

指定するための根拠を作らなくても良いのか。

（委員）

そのための調査であれば、教育学習課で行う文化財的な視点での調査である。

（会長）

候補物件は、各風致のストーリーに合ったものを選んでいるのか

（事務局）

第2章に歴史的風致に関する記載をしており、その中で歴史的風致形成建造物として挙げて国との協議の中で歴史的風致形成建造物としての基準を通過したものを建造物候補として記載しているので、本計画が国からの計画認定を受けた段階で候補建造物として国からの認定を受けたものとして理解している。この候補物件の中から所有者の希望に応じて指定をして修理をしていくために間接補助をしていくとうことで考えている。

（委員）

候補に挙がっている建造物がすべて歴史的風致形成建造物か。

（事務局）

候補の段階であっても歴史的風致形成建造物としての要件を備えているが、所有者が

修理を希望し、了承したうえで、修理をするために随時正式な歴史的風致形成建造物として指定をしていく。

（委員）

候補が増えることはないのか。

（委員）

そのための協議会で検討する資料が無いのではないか。

（事務局）

今後は、増えることもある。

（委員）

候補に挙げる基準の記載は、本計画にないのか。

（事務局）

50年以上の建造物で、人々の活動が現在においても伴うもので、本計画書217ページ

にも記載がある。

（委員）

今後においては、できれば町域の歴史的風致形成建造物の候補に挙げる案件調査を教

育学習課で行ってほしい。

（委員）

リストだけでも作っておかないと、町民の方からほかにも候補があるのではないか。

恣意的だと言われた時の説明ができるのか。ほかにも50年以上経った歴史的風致形成建造物があるのではないか。

（委員）

221ページの25は個人の住宅になるが、それを選んだ理由は何か。

（事務局）

第2章に記載している、園部くんちにみる歴史的風致において、園部くんち催行の際

のシンボリックな建造物であり、昔ながらのこの行事の風致・景観を形成していることから、守るべき景観と一体的なものとして掲載している。

（委員）

50年以上ならば、最近改修された長崎街道沿いの家も相当するのではないか。それが

入っていないのはなぜか。

（事務局）

近年に長崎街道という景観に合ったリノベーションを行っているので、今回は掲載し

ていない。

（委員）

改悪されたものを景観にふさわしいものに改善するものに対しても補助が出せるの

ではないか。そうなると含めていいのでは。

（事務局）

この改修に関しては、景観にマッチしたように改修されているため、改悪ではないと

思う。

（会長）

今後の改修に際し、候補に追加することはできるのか。

（事務局）

追加の可能性もある。

（委員）

⑦の国境石保存修理事業について、今回は二国境石だけが対象なのか。三国境石は対

象外なのか。

（事務局）

直近で検討したいのが二国境石である。三国境石は、3市町に跨っているものなので、

自治体間や土地所有者との調整の見通しが難しい状況であるので、今回は二国境石での事業を考えている。

（委員）

それを言っているといつまでたっても今のままであるので、国への働きかけができな

いのか。

（事務局）

地理的な状況からは、基山町側からのアプローチは難しいと思われる。

（委員）

三国境石に行くための道がない。

（会長）

他はないか、なければ次の⑨からの説明を。

（事務局）

イ）の歴史的な建造物を取り巻く環境の保全に関する事業について、まず⑨から説明

する。

⑨基山散策路環境整備事業

　昨年度の豪雨災害でも被害が出ているところもあるが、基肄城跡の散策環境を史跡景

観に配慮しつつ耐久性のある散策路の整備を行っていくものである。この事業を行って

いくことで、史跡のある山として人々の回遊性を甦らせ、基山の風致を向上させていく

ものである。事業期間としては、平成32年度から平成40年度を設けている。

⑩基山周辺環境整備事業

　基山が山林であり樹林環境を整えるための伐採・整枝計画を立案して明るい山の環境

を取り戻す。そして、基山山頂へ向うアクセス道路を整備し、来訪者向けの便益施設（駐

車場・トイレ・ガイダンス施設）を整備していくものである。これらを行うことで、山

林環境を整えて来訪者を多く呼び込みたい。

⑪御神幸祭の道等環境改善事業

御神幸祭の道、大興善寺参道、園部くんちの御神幸の道の美装化等を行って歴史的な

景観を形成し、顕在化することで来訪者・観覧者への意識の定着を行いたい。

⑫長崎街道環境整備事業

平成35年度から平成37年度の事業を想定している。現在の長崎街道は、アスファル

ト舗装が荒れており、側溝等も景観がちぐはぐな状況もあり、美装化を行うことで、長崎街道に関わる風致を木山口等で顕在化していきたい。

（会長）

今の説明で、意見等あればお願いしたい。

（委員）

⑨基山散策路環境整備事業で、事業手法で町単独とあるが。

（事務局）

被災地に関しては災害復旧事業、それ以外のところは第2次基肄城跡保存整備基本計

画にもある通り、来訪者が安心して解りやすく、廻りやすくするための整備を目指しているが、この事業も歴史的風致維持向上計画の事業として取組むということで記載している。

（委員）

この事業については、①特別史跡基肄城跡保存修理事業、②基肄城跡顕彰建造物保存

修理事業、⑨基山散策路環境整備事業と連動して効率的に計画的に行ってほしい。

（事務局）

第2次基肄城跡保存整備基本計画で事業計画を組んでいるため、それに従い実施する。

災害に関しては、被災した箇所のみ。しかも以前の姿に復旧することしかできない。今

年度含めて3年間で予定している。平成31年度は遊歩道、山頂部と水門跡周辺の復旧や

修理等を行う。平成32年度は水門周辺の環境復元を行う予定である。

（会長）

他にないか。

（委員）

⑨基山散策路環境整備事業に関連して、山の会として町から補助金をいただいている。

きのくに古道が対象であり、橋の修理などを行っている。補助金はどのくらいもらえる

のか。

（事務局）

内容を検討して、それを国に要望する。

（委員）

全額出るのか？

（事務局）

直接補助は50％、間接補助は町と国の補助を合わせて3分の2。ただし要綱未策定で

あるため、今後検討する。

（会長）

他になければ、⑬からの説明を。

（事務局）

⑬木山口町の町並み保存活用支援事業

　長崎街道沿いに木山口の町並みが残っているような状況があり、歴史的な環境整備を

行う地元協議会の活動に際して支援を行うというものである。木山口の今後の歴史的な

まちづくりを進めるにあたって、官民協働の議論の中で町民のまちづくりへの意識の定

着とともに街なみを整えていくことが目的である。事業期間としては平成34年度から平

成40年度までを想定している。

⑭歴史的市街地の修景推進事業

　丸林、城戸、木山口のエリアを候補として、歴史的風致を阻害する建築物や工作物等

への修景を行うための間接補助を行うものである。江戸時代から元禄絵図に描かれてい

る古い集落でもあり、これらの修景を行うことで歴史的風致の向上に繋げていきたいと

考えている。

⑮景観形成推進事業

　平成35年度から平成37年度を想定しているが、本町の歴史的風致の維持向上をした

後の環境保全策として景観計画を策定するものである。歴史的風致維持向上計画の重点

区域外でも景観計画を行うことで、歴史的風致維持向上に寄与するものであると考えて

いる。

（会長）

意見があればお願いする。

（委員）

⑭修景の補助と⑥歴史的風致形成建造物保存修理事業への補助は重ならないのか。対

象は別の建造物か。

（事務局）

⑥は歴史的風致形成建造物候補として挙げているものが対象であり、⑭はそれ以外も

含む。

（委員）

平成32年には、事業盛りだくさんだがコストコントロールできているのか。まちな

みを直すと住んでいる人たちの意識が向上することがある。⑤、⑥と連携して意識向上を図ったほうがいいと思う。

（事務局）

意見を踏まえて次年度に事業計画を検討したい。

（委員）

費用対効果を考えると木山口町からやったほうがいいと思う。太宰府市の場合はまず

協議会を設置して修景の基準を策定した。そうしないと補助金がだせない。そのなかでワークショップを何度も行いまちづくりの機運を上げていった。町の整備については、住民生活と直結しているので、基山町もまずは協議会立ち上げからやったほうがいいのではないか。⑬の事業は平成34年度からというよりは、平成31年度から方針立てをするためにも協議を立ち上げて話し合いを始めていった方が良いのではないか。それと同時に⑤、⑥を連動していって、さらに⑫の長崎街道の整備をしていくと、木山口町全体の景観が良くなっていって費用対効果が目に見えて表れてくるのではないか。基肄城跡からという方針はあるかも知れないが、調整できればと思う。20日に「まちづくりＩＮきやま」というシンポジウムを行ったが、「やりたいことワークショップ」をやってみてもいいのではないかと感じた。若い人を集めてワークショップを実施するなど、とっかかりは大変だと思うが、動き出すとどんどん進むと思う。

（会長）

支援事業を先に行うということもご考慮すること。

（委員）

景観計画は是非に作る必要がある。将来的にもこの計画と景観計画が連動していくこ

とが必要である。

（会長）

では、⑯からの説明をお願いする。

（事務局）

ウ）伝統行事や伝統文化並びに史跡の継承に関する事業として、⑯から説明する。

⑯基山周辺住環境保全活用事業

基肄城跡を含む基山の環境保全活動を行うにあたって、持続可能でかつ円滑に進める

ための仕組みづくりを行う。その仕組みを作るために既存の団体との連携協議等を行っていきたい。そして官民連携の基山の保全や環境整備に取り組むことを目指していく。

⑰伝統芸能継承団体支援事業

これまでも基山町民俗芸能保存会に町が支援をしてきたものであり、用具や衣装等の

整備に関して補助を行っている。この事業により、民俗芸能への参画への意欲向上を図りながら、御神幸祭や園部くんちの歴史的風致の維持向上を歴まち計画の事業として取組んでいくものである。

⑱伝統芸能の担い手育成事業

　伝統芸能を次世代へつなぐため、子どもや若者達に対して多世代交流を促す。民俗芸

能の意味や歴史を伝え、あるいは民俗芸能の所作を教えながら担い手の育成事業を行う

ものである。これにより、民俗芸能の次世代への継承を促し、歴史的風致の維持向上に

繋げていきたい。

（会長）

　⑯から⑱までの事業に何かあればお願いしたい。

（委員）

⑱育成事業については、支援とあるが地域団体が主体となって行うのか、それとも町

が行うのか。

（事務局）

全町的な取組みも視野に入れ、今後の方法を検討していきたい。昨年、民俗芸能に対

するサポーターを全町的に募集し、氏子でない方も可能な範囲で協力、サポートしていこうという取り組みが始まったところなので、そういった動きの中で検討していければと考えている。

（委員）

地元の団体の方が後継者がいないという課題の中で、サポーター制度をもっと拡げて

いかないといけないと思う。地域の民俗芸能も町の遺産だという意識が必要と思われる。

（会長）

他になければ次に。

（事務局）

エ）の歴史的風致に対する認識に関する事業として⑲から説明する。

⑲基山町歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画策定事業

　二つの事業は内容的に重複する可能性もあるため、現実的にはどちらかを策定するこ

とになるかも知れない。これまで文化庁は、歴史文化基本構想が文化庁の補助事業とし

て推奨してきたところではあるが、これに代わるものとして文化財保存活用地域計画を

推奨し始めたもので、本計画策定段階では内容が不明なところもあったため、ここでは

併記をしている。この事業は、本町の文化遺産を未来に繋げるためのマスタープランと

して策定するものである。

⑳文化遺産調査記録作成事業

　これまでも取り組んできた事業ではあるが、継続的に基山町の文化遺産にどのような

ものがあるのかを調査し、記録作成のうえ発信していこうというものである。

㉑歴史まちづくり普及啓発事業

　⑳に連動するような事業であり、本町の文化遺産に関する調査・記録への取組みを通

して、冊子、漫画、創作劇、展示公開など多様な媒体により情報公開を行い、町内外の

方々に広げていくというものである。

㉒「きやまんもん」を活かした地域活性化事業

　観光振興策として、土産や特産物に対して基山町の文化遺産や歴史的風致を活かして

いくために情報提供をする団体に支援を行うものである。基山町の歴史や文化を観光に

活かして基山町をピーアールしていくことを目的としている。

㉓きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備事業

　役場周辺を候補地として、多世代交流も行いながら基山町の歴史と文化を町内外に発

信するとともに、地域で活動する団体の拠点としても整備するものである。

㉔歴史のまち案内サイン整備事業

　基肄城跡の内部を廻るためのものと、基肄城跡へ行くための主要幹線道路からの誘導

サインを整備するものである。基肄城跡の保存整備基本計画にも挙げている事業でもあ

るが、歴まち事業としても取組んでいきたいと考えている。

㉕元禄絵図の道サイン整備事業

　基山町の元禄絵図に描かれている道や集落が今もなお存在するということから、これ

に特化したサイン整備を行うものである。これを実施することで、本町の歴史的な景観

や意識の向上とともに郷土愛の育成にも取り組んでいきたい。

（会長）

意見があればお願いしたい。

なければ私から意見を述べたい。

⑲の文化財保存活用地域計画はぜひ進めてほしい。これまで文化庁は歴史文化基本構

想を奨めてきたところであるが、策定後にあまりメリットが無いとのことであった。今回文化財保護法の改正もあって、文化庁が文化財保存活用地域計画の方にシフトしており、歴史文化基本構想で歴史文化の悉皆調査をして文化遺産のマスタープランを作った後に、実際に整備計画を加えれば、指定・未指定に関わらず、ハード、ソフト事業に補助を受けることができるというものである。今回始まるので、細かいところは不明であるが、基本構想のみではなく地域計画を策定することで基山町是全域での歴史まちづくりが展開できると思う。文化財部局と都市計画部局の連携が必要である。

（委員）

　たくさん事業がある中で、教育学習課と定住促進課で背負うのは大変だと思われる。

⑲から㉒の事業をみると、⑲の事業で悉皆調査に取り組むことと⑳の記録作成は二度手

間になるので、⑲と⑳の同時並行は不要ではないか。㉑は図書館での展示や創作劇を行

ったりするものであれば、まちづくり課に予算を付けて取り組むということも考えてよ

いのではないか。㉒は産業振興課の業務だと思われるので、予算の執行をお願いする。

そうしないと、定住促進課と教育学習課の２課で背負うよりは、役場全体で歴まち事業

に取り組んでいるという姿が外部にも見えて連携がとりやすくなると思われる。予算あ

りきではなくて予算を少し縮小する方向や仕事を分散して行う、あるいは同じ内容の事

業どちらかに調整して行えば合理的な事業ができるので検討してもらいたい。

（会長）

⑳は歴史文化基本構想の悉皆調査に繋がるか含まれるようなものだと思われる。

基山町は全域のサイン計画はあるのか。

（事務局）

無い。

（会長）

まず、これを作るべきではないか。統一的な全町的なサイン計画があればよいと思う

が。

（委員）

㉒の事業について、土産物や特産物に関して、中心市街地活性化とコンパクトシティ

で進んでいる計画に対し、商工会、観光協会が窓口になってやっているが、㉒の事業のようなものも進めたいという考えはある。歴史的風致に関する情報提供とはどのように考えればいいのか。

（事務局）

どちらからというわけではないが、どういう商品を開発していこうかという時に、何

か郷土料理であるとか、竹細工のような工芸品であるとか、町内外にあまり知られていないようなものがあるかも知れないので、そういうものをアイデアとして情報提供する。あるいは、開発中や既存の品物について、何か歴史的なところを加えられないかという時に情報提供できるのではないかと思われる。

（委員）

歴史的風致のようなものを土産物等の商品に少し加味させるという意味なのか。エミ

ューなどの開発では対象外なのか。

（事務局）

良い発想があればとも思う。

（委員）

商工団体等に対し、歴史文化に関して特産品や土産物、郷土料理等の開発、あるいは

基肄城跡と掛け合わせた商品も対象となると思われるので、まちづくり課や産業振興と一緒に取り組めればと思う。

（委員）

事業費は今後事業計画を策定の際に概算を出していくのか。

（事務局）

来年度、今回の会議のご意見等を踏まえた事業計画策定時に概算事業費を算出するよ

うにしている。その額を見ながら事業スケジュールを組み直したい。

（委員）

優先順位や事業費については、来年度検討するということか。

（委員）

本計画は認定申請を前提として何をしたいかを記載した計画であり、具体的な事業の

実施については国の補助事業として検討していくことになるので、事業計画をたてるとともに、その中で概算事業費も算出しなければならない。その際に本計画では事業期間を記載しているが、町長の方針としてどの事業を優先で行うのか等が決まると思う。

（委員）

先程、話に出てきた協議会等を立ち上げて、その中でも協議して優先順位等を決めていくことにもなろうかと思われる。事業の中で「町単独費」とあるが、民俗芸能保存会等に対する支援も単独なのか。

（事務局）

町単独。これまでの国へのヒアリングでは補助対象にはならないと思われる。担い手

支援事業に対しては、やり方次第で補助を受けられる可能性があるかも知れない。

（会長）

国の補助をどの事業を考えているのか。

（事務局）

国土交通省と文化庁の補助事業を考えているが、今回の計画策定時には、協議が整っ

ていない国の補助事業は記載できないこととなっているため、すべて「町単独費」となっている。

（委員）

25の事業の総額はわからないのか。

（事務局）

来年度の事業計画で概算事業費を算定したい。

（委員）

町が事業費を自分で計算し、要望していくしかないのか。

（事務局）

町が事業を検討し、その都度事業費に対する補助金を国に要望していくことになる。

（委員）

町の予算も必要になるので、実施する事業を見極めながら毎年国の補助金の要望を行

っていくことになる。

（事務局）

町の予算的な体力もあるので、事業規模や内容も検討しなければならない。結果とし

て10年間で終了できない事業については、これ以降にやっていく事業もあるかと思われる。

（委員）

太宰府市では、10年間の計画を作って事業を行っているが、総額で26億円というボ

リュームのあるものとなっている。しかし、実際に事業を始めると国からの交付金が少なくなってきているので、事業が遅れている。このようなことから国と協議して、2次の歴史的風致維持向上計画を策定するようにしている。町長と副町長にお願いしたいのは、費用対効果を踏まえた事業の優先順位を考えてほしい。

（会長）

効果が良く見えるところから始めたほうが住民の意識向上としても良いと思われる。

（委員）

これまで町単独費でしか取り組みができなかったものが、この計画によって国の支援

を受けられるようになるので、優先順位をつけて実施していくということである。

（委員）

太宰府は参道沿いから始めたので、参道沿いの方々が元気になってきており、それと

ともに次第に街もきれいになっており、目に見える効果が表れていると思う。

（委員）

基山町で一番人が集まっている場所を考えると大興善寺である。大興善寺の参道の通

りは、ほとんどが地元の小松地区の人が手をかけて竹を切って灯篭を作ったりとか色んなことをボランティアで行っている。⑧大興善寺保存修理事業が平成38年度からとなっているが、本堂も相当に傷んできてかなりの大規模な修理が必要となってきている。現在も雨漏りして相当な費用がかかると思われる。茅葺屋根の修理にしてもこの周辺には修理技術持った人もいなくて、材料である茅の調達にも苦労していることから、この事業でも一緒に考えて頂きたい。次第に保存管理の費用がかさんでいる状況である。やはり、大興善寺に来ている人々は、大興善寺の歴史的なものを見ながら観光しているので、ここが費用対効果も一番大きいと思うので、そういうことも考えて優先順位をご検討いただきたい。

また、駅前周辺整備は、基山町のまちづくりの計画にも関わってきているので、うま

くかみ合っていけば、モール商店街や周辺の商店街等の活性化に繋がっていくと思う。

駅前も随分と広くなっているので、駅周辺の長崎街道も含めた部分というものをうまく掛け合わせて、既に進んでいる中心市街地の事業などに乗っかる形で、プラスアルファでできることがあれば積極的に取組んでいきたい。是非、そういう意味でのスピードアップを重点的に取り組むようにしてほしい。⑭の長崎街道の修景事業というのは、長崎街道の面影が少なくなっている。この部分をどうやって改修していくのかが課題であり、中心市街地活性化事業の道の整備と合わせて検討していくといいのではないかと思うので、この着手時期も考えてもらいたい。

（会長）

庁舎内や民間との連携等、情報公開しながら進めてもらいたい。

ほかになければ、オブザーバーとして出席頂いている九州地方整備局の方からコメン

トをお願いしたい。

（整備局）

これからが事業のキックオフになると思う。事業内容や優先順位等、色々工夫してよ

りよいまちづくりにつながるようよろしくお願いする。

（会長）

全体的に言い忘れ等あれば発言をお願いしたい。なければ進行を事務局に返す。

（事務局）

次回の会議について、本協議会でのご意見も踏まえて、次年度整備方針、事業計画を策定するが、本協議会で意見等を伺う準備ができてから、開催をさせていただきたい。

　それでは、これで会議を終了する。

～11時10分　閉会～